

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名	経済産業省															
対象税目	個人住民税 法人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																	
要望項目名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更																	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）  <b>【現行制度(令和2年度～)】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">発電事業・小売事業</td> <td style="width: 15%;">左記以外の電気供給業等</td> <td colspan="2" style="width: 55%;">その他の事業（資本金一億円超の普通法人）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課税標準</td> <td>収入割 付加価値割 資本割</td> <td>収入割</td> <td>所得割</td> <td>付加価値割 資本割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税率</td> <td>収入割 1.05% (0.3%) 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%</td> <td>1.3% (0.3%)</td> <td>400万円以下の金額 1.4%(1.0%) 400万円超800万円以下の金額 2.5%(1.8%) 800万円超の金額 3.6%(2.6%)</td> <td>1.2%  0.5%</td> </tr> </table> <p>※（ ）内は、特別法人事業税に係る税率</p> <p>・ 特例措置の内容          電気供給業の課税方式については、従来収入金額が課税標準となっており、令和2年度税制改正において、発電・小売事業について、外形標準課税が一部導入されたものの、引き続き、他の一般の事業とは異なった課税方式が存続している。地域独占や経過措置を除き総括原価方式に基づく規制料金は既に撤廃されており、発送電分離も行われ、課税根拠は無くなっている。こうした中、他業種等からの新規参入が拡大し、競争が一段と激しくなっているところ、業種間の「課税の公平性」を回復するためにも、他の一般の競争下にある事業と同様の課税方式への変更を要望する。</p>				発電事業・小売事業	左記以外の電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）		課税標準	収入割 付加価値割 資本割	収入割	所得割	付加価値割 資本割	税率	収入割 1.05% (0.3%) 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	1.3% (0.3%)	400万円以下の金額 1.4%(1.0%) 400万円超800万円以下の金額 2.5%(1.8%) 800万円超の金額 3.6%(2.6%)	1.2%  0.5%
	発電事業・小売事業	左記以外の電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）															
課税標準	収入割 付加価値割 資本割	収入割	所得割	付加価値割 資本割														
税率	収入割 1.05% (0.3%) 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	1.3% (0.3%)	400万円以下の金額 1.4%(1.0%) 400万円超800万円以下の金額 2.5%(1.8%) 800万円超の金額 3.6%(2.6%)	1.2%  0.5%														
関係条文	<p>地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び第72条の24の7          地方税法施行令 第22条          特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第2条、第5条、第6条及び第7条</p>																	
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )          [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>																	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>電気供給業の法人事業税については、当該事業が地域独占（垂直一貫体制）及び総括原価方式の下で行われることを前提に、保有する設備や従業員の規模に比して所得が低く抑えられること（事業規模に対する所得の過少性）及び電気料金算定時に原価算入し使用者である消費者に転嫁すること（法人事業税の回収確実性）ができることを根拠として、1949 年度（昭和 24 年度）以降収入金額を課税標準とする課税が行われてきた。</p> <p>しかし、1995 年（平成 7 年）より発電部門は全面自由化されており、また、「電力システムに関する基本方針（平成 25 年 4 月 2 日閣議決定）」に基づく電気事業法の改正に基づき（平成 26 年 6 月 11 日関連法案成立）、2016 年（平成 28 年度）4 月 1 日より、小売部門の全面自由化（上述の地域独占（垂直一貫体制）及び総括原価方式に基づく規制料金の原則廃止）が行われ、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれることとなった。実際に、エリアによっては新電力シェアが 2 割を超えるなど、異業種からの参入を含めて競争が進展している。さらに 2020 年（令和 2 年）送配電部門の法的分離及び小売規制料金の原則撤廃により、競争は更に進展している。</p> <p>その中で、電気供給業に係る法人事業税については、令和 2 年度税制改正で発電・小売電気事業全体において 2 割程度の見直しが行われたものの、引き続き、他の一般的な事業と異なる課税方式が適用されているため、異業種からの参入が相次ぐ状況下においては、新規参入者の中で課税方式・負担に格差が生じる状況にあり、競争環境の公平性が担保されていない。事業者間の「課税の公平性」を確立することにより、更なる競争を促進することを目的とし、本措置を要望する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>電力システム改革に伴い、電気供給の対価たる電気料金は、規制官庁による認可を受ける規制料金から、他の一般の事業における財・サービスの提供の対価と同様に市場競争を通じて消費者が選択することができる自由料金へと変容（今後、経過措置料金も順次撤廃）していることから、電気供給業者はコスト低減による競争力ある価格設定やそれに伴う顧客の獲得等を通して利潤最大化（所得の最大化）を図ることが可能となっている。また、地域独占が撤廃されたことも相まって、課税分を料金原価に算定し消費者に確実に転嫁することも難しい状況になっている。以上のように、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれることとなった電気供給業においては、当初他の一般の事業と異なり収入金課税方式を採用することとなった根拠となる事由は失われており、従前通りの収入金額を課税標準とする課税方式を存置する必要性に乏しいと考えられる。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進捗状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の課税方式を措置することを通じ、課税の公平性を確立し、更なる競争の進展を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	他業種からの新規参入者を含め、すべての電気供給事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	事業間の税負担の公平性が図られることにより、電力市場における更なる競争の進展に寄与することが期待される。なお、本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、「課税の不公平」を是正する措置であることに留意。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電施設解体準備金（国税・法人税）</li> <li>・電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税）</li> <li>・電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税）</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進捗状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、他の一般の事業と遜色の無い、実態に沿った課税方式を措置することを通じ、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確立していく本措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昭和 59 年度より継続的に要望 令和 2 年度改正要望によって、発電・小売事業については 2 割程度を見直し。